

## 会 長 声 明

刑事施設における弁護人と被告人との書類又は物の授受（接見交通権）の保障を求める

佐賀地方裁判所は、本年3月30日、佐賀少年刑務所が同刑務所長の制定した達示（内規）に基づき、弁護人による勾留中の刑事被告人への便せん及び封筒の差入れを拒否したのは、弁護人の接見交通権の侵害であるとして、当会所属の弁護士が国に損害賠償を求めた訴訟の判決を言い渡した。同裁判所は、同刑務所長の達示制定行為を「裁量権の逸脱」として、弁護人の接見交通権侵害を認定し、国に15万円の支払いを命じた。

原告である当会所属の弁護士は、2007年9月、同人が国選弁護人として担当していた刑事被告人から、おわびの文書を公判に持参して朗読したいとして便せん7枚及び封筒1枚の差入れを依頼され、同刑務所に市販の便せん7枚及び封筒1枚の差入れを申請したが、刑務所内の売店経由以外の差入れを認めないとする内容の達示により拒否された。

判決では、接見交通権の行使として行われる弁護人と被告人との間の物の授受については、代替的な物の授受についても、その制限は「合理的理由に基づく最小限の制限でなければならない」として厳格な審査基準を定立し、その上で同刑務所の達示について、「便せん及び封筒に関しては、いかなる理由であろうが直接の差入れを認めない扱いにすることは到底合理的理由に基づく最小限の制限といえず、刑訴法39条1項に規定する接見交通権を違法に侵害するものである」と判示した。

同刑務所は2006年5月、便せん及び封筒などを含む物品の差入れについて、刑務所内の売店経由でなければ差入れを許可しない旨の内容の達示を制定していた。

刑務所や拘置所などの刑事施設は全国に77か所あり、そのすべての施設が個別に内規を設けて差入れを制限しており、すべての施設において弁護人による差入れを一般の差入れと区別する規定を設けていない。

当会は、法務省矯正局、全国の矯正管区及び全ての刑事施設に対し、今回の判決を真摯に受け止め、佐賀少年刑務所と同様の内規の撤廃を求めるとともに、弁護人と被告人との接見交通権が憲法に由来する重要な権利であることに鑑み、これが不当に妨害されないよう十分な配慮を尽くすことを強く求める。

2009年4月2日

佐賀県弁護士会

会 長 東 島 浩 幸